

東京都住宅供給公社 東住会 会則

(名称)

第1条 本会は、東住会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、公社に勤務し、退職した職員で本会の趣旨に賛同した者とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員名簿を作成すること。
- 二 年一回以上の親睦会を開催すること。
- 三 その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(入会金)

第5条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に入会金として金 3,000円を添えて申し込むものとする。ただし、入会した年度は、会費を徴収しないものとする。

(会費)

第6条 会員は、会費として毎年金 2,000円を納入するものとする。

(退会)

第7条 会費の納入を2年以上怠った会員は、退会したのものとして取り扱うものとする。

(幹事等)

第8条 本会の運営を円滑にするため、代表幹事1名と幹事若干名を置き庶務、会計その他の業務を分担するものとする。

2 前項の幹事は総会において選出し、任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

3 代表幹事は、幹事会の互選による。

4 幹事の業務分担は幹事会において決定するものとする。

5 幹事のほかに会員のうちから会計監査役として2名を総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金及び会費並びに寄付金をもって支弁する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 幹事は、会計年度経過後の総会において、決算報告を行うものとする。

(事務所)

第11条 本会の事務所は、公社総務部内に置く。

(その他)

第12条 この会則に定めるほか必要な事項は、総会の議決を経て定めるものとする。

附 則

1 この会則は、昭和63年11月28日から施行する。